

徳島県人事委員会告示第十二号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四一九）第四十六条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和六年十一月二十一日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和六年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井内 秀典

| 採用候補者名簿の名称               | 確定年月日      |
|--------------------------|------------|
| 徳島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者名簿 | 令和五年十一月二十日 |
| 徳島県警察官採用候補者名簿            | 令和五年十一月二十日 |